

「令和6年度 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務」

業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1 目的

「令和6年度 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務」受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務概要

(1) 名称

令和6年度 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務

(2) 委託事業の内容

桜井市から天理市に至る山の辺の道を軸とする周辺地域（以下「山の辺」という。）が destinations として国内外で広く深く認知されるよう、一つの周遊・滞在型観光地とするエリアを設定し、山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を国内外に発信するためのブランディング等を地域とともに行う。

① 周遊・滞在型観光地「山の辺」のエリア設定及びマップ作成

山の辺を destinations として認知させるエリアを定め、エリア内の周遊ルートを造成し、マップを作成する。

② 「山の辺」モニターツアーの実施

上記①の業務の実施にあたり、マーケットインの視点を反映させるため、山の辺でのモニターツアーを行う。

③ 「山の辺」のブランディング及びブランドブック作成

観光地としての山の辺のポテンシャルを最大限に引き出し、魅力と価値（普遍的価値、提供価値、付加価値）を高めるためのブランディングを行うとともに、山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を明確化し、国内外に対し統一されたイメージを発信・浸透させるツールとなるブランドブックを作成する。

④ 「山の辺」プロモーションの実施

上記③の業務の実施にあたり、マーケットに訴求するものとなり得るかを確認するため、ブランドブックの試作品を活用した試行的プロモーションを行うとともに、山の辺への誘客を促進する。

⑤ 地域活動参加型ツアーの実施

地域の住民等が山の辺で行っている営みを観光コンテンツとする地域活動参加型ツーリズムの実証実験を行い、観光を活用した地域づくりと関係人口の創出につながる仕組みを構築する。

※詳細は別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(3) 業務委託の期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 委託料上限額

48,500千円（消費税及び地方消費税の額(10%)及び割引経費を含む。）を限度とする。

(5) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし（3）については構成員の代表者が該当すること。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) この公告に係る契約締結年度を除き、過去 5 年間に国又は地方公共団体と観光に係る「マップ作成業務」「ブランディング業務」「広報ツール作成業務」「情報発信業務」「観光コンテンツ造成業務」のいずれかの業務を受託し、これを誠実に履行した者であること。
- (4) 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けており、奈良県全域で募集型企画旅行を行うことができる者であること。
- (5) 県税を滞納していない者。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
- (8) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）
- (10) 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、又は単独で応募することはできない。
- (11) 複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。
 - ① 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。
 - ② 応募については、1 応募団体につき 1 提案に限る。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル募集要項等の交付場所、交付期間等

(1) 交付期間

令和 6 年 7 月 12 日（金）から 8 月 9 日（金）まで

各日とも午前 9 時から午後 5 時 00 分まで（ただし 8 月 9 日（金）は午前 9 時から正午まで／土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁本庁舎 4 階

奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係

※募集要項等は、「奈良県観光局 観光力創造課ホームページ」で公開する。

（ホームページ URL <https://www.pref.nara.jp/3534.htm>）

※郵送による配布は行わない。

※本件に係る説明会は実施しない。

(3) 交付資料

- ・ 募集要項
- ・ 業務委託仕様書
- ・ 提出様式（様式 1～様式 10、様式 11～13（グループで応募する場合））及び質問票（様式 14）

【グループで応募する場合】

- ・ グループには適切な名称を付け、その名称で応募すること。ただし、参加申込書（様式 1）の記

名押印等については、構成員全員が行うこと。

- ・事業者概要書（様式 2）については、構成員それぞれについて提出すること。
- ・グループ構成員届出書（様式 1 1）、グループ協定書（様式 1 2）、グループ委任状（様式 1 3）を提出すること。

6 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	<p>① 参加申込書【様式 1】 ※旅行業法に基づく旅行業の登録を証明できる書類の写しを添付すること。</p> <p>② 事業者概要書【様式 2】</p> <p>③ 同種業務の実施実績【様式 3】 ※業務の実績については、この公告に係る契約締結年度を除き、過去 5 年間に国又は地方公共団体と観光に係る「マップ作成業務」「ブランディング業務」「広報ツール作成業務」「情報発信業務」「観光コンテンツ造成業務」のいずれかの業務を受託した契約実績を具体的に記載すること。 ※実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。 ※業務案内（リーフレット等）を添付すること。</p>
提出部数	1 部
提出期限	令和 6 年 7 月 2 6 日（金）午後 5 時（必着）
提出方法	持参又は郵送による。 持参の場合の受付は各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く。） 郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。
提出場所	奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係 住 所：〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 番地 電 話：0742-27-8553 F A X：0742-27-3510
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

7 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、【様式 1 4】により FAX で下記担当課へ送付すること。 ※口頭又は電話での問合せは受け付けない。 ※質問事項は、様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載すること。
提出先	奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係 F A X：0742-27-3510
質問票提出期限	令和 6 年 7 月 2 6 日（金）午後 5 時（必着）
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県観光局 観光力創造課ホームページ」上にて公開する。 （ホームページ URL https://www.pref.nara.jp/3534.htm ） この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 なお、質問に対しては個別には回答しないものとする。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。全20枚を限度とすること。（グループで応募する場合は様式11～13を除く限度とする。）

なお、様式3の実績を証明できる書類は限度枚数に含めない。

- ・【様式4】企画提案書
- ・【様式5】業務実施体制
- ・【様式6】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制
- ・【様式7】山の辺のエリア設定等に関する提案
- ・【様式8】山の辺のブランディング等に関する提案
- ・【様式9】山の辺における地域活動参加型ツーリズムに関する提案
- ・【様式10】見積書（内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。）

（グループで応募する場合）

- ・【様式11】グループ構成員届出書
- ・【様式12】グループ協定書
- ・【様式13】グループ委任状

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

※副本には、審査の過程で提案者を特定しうる情報（社名や一般的に広く認知されている提案者が提供するサービス名等）の記載は避けること。

(3) 提出期限

令和6年8月9日（金）正午（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

※持参の場合の受付は各日とも午前9時から午後5時までとする。（ただし6月3日（月）は午前9時から正午まで／土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡することとし、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかったときは失格とする。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階

奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係

電話：0742-27-8553

FAX：0742-27-3510

(6) 書類作成上の留意点

【様式5関係】

- ・業務総括責任者、担当者、「山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務」の実施体制（指揮系統、役割分担、地域との協業体制等）を示すこと。

【様式7関係】

- ・山の辺をデスティネーションとして認知させるエリアについて、どのような観点からエリアの設定を行う予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・エリア内における周遊ルートについて、どのような観点からルートの造成を行う予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・エリア内のマップについて、どのようなツールを用いてデジタルマップを作成・運用し、どのように活用する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・エリアの設定やルートの造成、マップの作成について、どのような専門家・アドバイザーを選定する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。

- ・エリアの設定やルートの造成、マップの作成について、地域とどのように協業関係を構築する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・上記で提案するエリアやルートを現すマップのイメージを示すこと。
- ・モニターツアーについて、マーケットインの視点を反映したエリアの設定や周遊ルートの造成、マップの作成に資するよう、どのようなターゲットからどのような意見等を得て反映させる予定か、理由を添えて具体的に提案すること。

【様式8 関係】

- ・観光地としての山の辺のポテンシャルを最大限に引き出し、魅力と価値を高めるために、どのようなブランディングを行う予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を明確化し、国内外に対し統一されたイメージを発信・浸透させるために、どのようなブランドブックを作成する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・ブランディングやブランドブックの作成について、どのような専門家・アドバイザーを選定する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・ブランディングやブランドブックの作成について、地域とどのように協業体関係を構築する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・上記で提案するブランドブックのイメージを示すこと。
- ・ブランディングやブランドブックの作成にあたり、訴求力を確認するために、どのようなプロモーションを行う予定か、理由を添えて具体的に提案すること。

【様式9 関係】

- ・地域の住民等が山の辺で行っている営みを観光コンテンツとする地域活動参加型ツーリズムの実証実験について、どのような地域活動参加型ツアーを造成し、どのように募集する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・地域活動参加型ツアーを造成するにあたり、地域の住民等とどのように連携し、協業関係を構築する予定か、理由を添えて具体的に提案すること。
- ・地域活動参加型ツーリズムを観光コンテンツとしてマネタイズするとともに、観光を活用した地域づくりと関係人口の創出につながる仕組みを構築するための案を提示すること。

【様式10 関係】

- ・見積もりに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は10%とする。
- ・委託上限額48,500千円を超えないこと

(7) その他

- ・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ・提案は、各応募者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・様式7～9の企画提案書については、提案者が様式を任意で作成（A4片面（必要に応じA3折り込みも可）、縦横ともに可）して構わないが、必ず様式番号を提案書上に記載すること。
- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

9 企画提案書の審査

<p>審査方法</p>	<p>提出された企画提案書等について、県が別途設置する審査員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。</p> <p>① 審査予定日 別に通知する日時（令和6年8月中旬頃を予定）</p> <p>② 場所 奈良市内の会議室で、別に通知する場所</p> <p>③ 時間 1 提案者あたりの説明時間は35分を予定し、内訳は次のとおりとする。 ・プレゼンテーション：20分 ・質疑応答：15分</p> <p>④ 出席者 審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤ その他 ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。） ・天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合には、失格となる。</p>
<p>審査内容</p>	<p>提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。 なお、評点の配分は別記の審査基準のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。 ・なお、提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。
<p>審査結果</p>	<p>決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。</p>
<p>失格事項</p>	<p>応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3 参加資格等」に定めた資格が備わっていないとき。 ・複数の提案書等を提出したとき。 ・提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。 ・提出書類に虚偽又は不正があったとき。 ・提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。 ・一以上の審査項目についての記載がなかったとき。 ・委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。 ・プレゼンテーションに不参加のとき。 ・そのほか不正な行為があったとき。

10 業務委託契約の締結について

- (1) 上記9により選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は選定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。

- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において各審査員による合計点が、満点の6割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が11（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和6年7月12日（金）	公告
令和6年7月26日（金）	質問受け付け〆切
令和6年7月26日（金）	参加表明書提出期限
令和6年8月9日（金）	企画提案書提出〆切
令和6年8月19日（月）頃	審査会の開催、受託予定者の決定（予定）